

第4回 浜田市農業委員会総会会議議事録

日 時：令和6年5月28日（火）9：30～10：10

場 所：浜田市役所 4階 講堂A B

1 出席委員

【農業委員】（12名）

1 番 中田 善喜 2 番 佐々木京子 3 番 大崎 健太 6 番 原田 義一 7 番 野上 省三
8 番 皆本 浩己 10 番 川神 昌暢 11 番 河上 昭二 14 番 岩谷 淳志 16 番 三浦 寿紀
18 番 玉田 一 19 番 南谷 勇

【農地利用最適化推進委員】（15名）

1 番 河野 恒弘 2 番 永見 繁廣 3 番 河西 堅 4 番 小松原常雄 5 番 永見 昌之
6 番 道下 文男 7 番 領家 悟 10 番 大谷 数義 11 番 長野 昭三 12 番 高橋久美子
13 番 橋本 安延 15 番 河崎 健 16 番 野村 明治 18 番 串崎 美之 19 番 大森 一利

2 欠席委員

【農業委員】（7名）

4 番 高橋 伸幸 5 番 岡本 健治 9 番 豊田 知世 12 番 青葉 真 13 番 稲田 勝志
15 番 藤若 裕香 17 番 柿元 信次

【農地利用最適化推進委員】（2名）

8 番 永見 孔 14 番 田村 邦麿

3 総会次第

(1) 会長挨拶

(2) 議題

農地利用目的変更届について（1件）

公共事業による廃土処理届出について（1件）

○議案

議第1号 農用地利用集積計画の策定について（利用権設定29件）

議第2号 農地法第3条の規定による許可申請について（2件）

議第3号 農地法第4条の規定による許可申請について（1件）

議第4号 農地法第5条の規定による許可申請について（2件）

議第5号 転用統制外証明願について（非農地証明願）（1件）

令和6年5月28日

浜田市農業委員会
会長 中田 善喜

4 事務局出席職員

農業委員会事務局：木原事務局長、岡本農地係長、濱野主任主事

産業経済部農林振興課：松本事務員

しまね農業振興公社：植本農地集積相談員

議 長	はじめに総会を開催するにあたり、浜田市農業委員会会議規則第 4 条により、本日の出欠状況等の報告を事務局よりお願いします。
事務局長	本日、欠席の連絡がありました農業委員は、4 番 高橋委員、5 番 岡本委員、9 番 豊田委員 12 番 青葉委員 13 番 稲田委員 15 番 藤若委員 17 番 柿元委員、以上 7 名から欠席の連絡がありました。農業委員の出席は、12 名です。よって、農業委員会等に関する法律第 27 条第 3 項に規定する過半数に達しており、総会は成立いたします。なお、農地利用最適化推進委員の欠席は、8 番 永見委員 14 番 田村委員から欠席の連絡がありました。
議 長	事務局から報告がありましたように、本日の総会は成立しております。ただいまから第 4 回浜田市農業委員会総会を開催いたします。 続いて、浜田市農業委員会会議規則第 15 条に規定する議事録署名委員を指名いたします。11 番河上昭二委員、14 番岩谷委員、よろしくお願いします。 本日の議事が円滑に進行できますよう、委員のみなさまのご協力をよろしくお願いします。
議 長	それでは、次第の 1 番目「報告」です。報告は、農地法第 5 条の規定による許可の取り消しが 1 件、公共事業による廃土処理届出・期間延長が 1 件 です。事務局の説明をお願いいたします。なお、事前の質問等がありましたら、事務局の説明を併せてお願いします。
事務局	それでは、農地法第 5 条の規定による許可事業計画変更承認の取消願について説明します。場所は、石見まちづくりセンター佐野分館から約 800m 北西の後野町 2 町内です。こちらは平成 30 年 10 月 22 日に総会で承認許可された太陽光発電設備で、令和 6 年 2 月 27 日の総会で事業規模を縮小される申請を変更の許可したところですが、この度、経済産業省からの通達により、当初の事業計画通りに整備するという取消願の申請があったところです。 公共事業による廃土処理届出「2 号」について説明します。場所は、美川まちづくりセンター西分館から約 900m 南西の横山町上町内です。こちらは、農道整備事業として、当初は令和 4 年 11 月に許可をした案件ですが、令和 6 年 3 月の総会で、期間延長の届出があり、今回更に、令和 7 年 3 月まで期間延長とするものです。廃土後は、土地所有者の要望により、田として整備されます。 事前説明はありませんでした。以上です。よろしくお願いいたします。
議 長	それでは、次第の 2 番目、議案に入ります。 議第 1 号、農用地利用集積計画の策定について、浜田市より農業委員会へ議決を求められています。なお、事前の質問等がありましたら、事務局の説明を併せてお願いします。
事務局	農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定により、農用地利用集積計画の策定について、浜田市から農業委員会へ議決を求められています。 資料 No.1 の農用地利用集積計画（案）をご覧ください。農業者の皆さまから申出のありました「利用権設定は、29 件、90 筆、134,900 m ² 」で、同法第 18 条第

	3 項の各要件を満たしていると判断されています。公告期間は、「令和 6 年 5 月 31 日から令和 6 年 6 月 13 日までの 14 日間」、開始日を「令和 6 年 6 月 1 日以降」とされています。 事前の質問はありませんでした。以上です。ご審議をよろしくお願いいたします。
議 長	皆様方から何かありましたらお願いします。 ないようですので採決に入ります。 農用地利用集積計画について、承認いただける農業委員、推進委員の挙手をお願いします。
委 員	～ 挙手 全員 ～
議 長	挙手 全員 です。承認いたします。 続きまして議第 2 号 農地法第 3 条の規定による許可申請は、2 件です。事務局の説明をお願いします。
事務局	「6 号」について説明します。場所は、金城町今福二タ村生活改善センター周辺です。申請は、田 7 筆、計 10,310 m²で、有償による所有権移転です。譲渡事由は、相続により取得した土地を、高齢のため管理ができないため、近くに住む譲受人に売却するものです。「集落営農や経営体への集積等の取組への支障、農薬の使用法の違いによる耕作への支障が出た場合は、当事者間で話し合い解決する。」と申請されています。こちらにつきまして、所有権移転後の「農地の利用、労働力、地域との関係」に問題がなく、「農地法第 3 条第 2 項の不許可事由に該当しない」と判断いたしました。 「7 号」について説明します。場所は、小国まちづくりセンターから約 450m 北北東の町内は徳田下町内になります。申請は、田 5 筆、計 5,782 m²で、無償による所有権移転です。譲渡事由は、一部の土地については、以前から借りていた土地を譲渡人の希望により土地を取得してブドウ栽培を引続き行いたいことと、その周辺農地を取得し、耕作したいとのことです。周辺に及ぼす影響は特にはないと思われるが、「万一被害が生じた場合には、譲受人の責任において対処する。」と申請されています。こちらにつきまして、所有権移転後の「農地の利用、労働力、地域との関係」に問題がなく、「農地法第 3 条第 2 項の不許可事由に該当しない」と判断いたしました。 事前の質問はありませんでした。 以上です。ご審議よろしくお願いいたします。
議 長	続きまして、担当委員から補足説明をお願いします。「6 号」につきまして、「5 番 永見委員」補足説明をお願いします。
永見委員	「6 号」につきましては、先般、委員、事務局で現地確認を行いました。現地確認後、譲受人と面会し、以下のことを確認しました。譲受人は、トラクタ

	一等機材は所有しておられ、営農は十分可能です。当該農地は、耕作放棄で荒廃が進んでいるが、譲受人は 2 年程度かけて耕作できるようにしたいといわれており、やる気もあるので期待している。無農薬も考えておられ、周囲に影響はないかと思われます。また、岡本委員が付近の水路を直した経過もあるので、有効利用していただきたいとのことでした。
議 長	その他、皆様方から何かありましたらお願いします。 ありませんか。 ないようですので、採決に入ります。 農地法第 3 条の規定による許可申請について、ご承認いただける農業委員の挙手をお願いします。
委 員	～ 挙手 全員 ～
議 長	挙手 全員 です。承認いたします。 続きまして、議第 3 号 農地法第 4 条の規定による許可申請は 1 件です。事務局の説明をお願いします。
事務局	「1 号」について説明します。場所は、金城町七条伊木集会所から約 270m 北北西になります。申請は、畑、9 m²で、転用目的は、墓地で、資金証明は預金の残高がわかる写しが提出されています。被害防止対策等につきましては、周囲は申請人所有地であり、周辺の農地に影響を及ぼす恐れはないが、「万一の場合は、申請人において責任を持って対処する。」と申請されています。許可の判断は、第 2 種農地で、農地法第 4 条第 6 項、地域における営農及び集積に影響を及ぼさない農地と判断いたしました。 事前の質問はありませんでした。 以上です。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。
議 長	「1 号」につきまして、「3 番 大崎委員 または 河西委員」補足説明がありましたら、お願いします。
大崎委員	先般、委員、事務局で現地を確認しましたが、山中にある墓を下におろしたいということで、事務局の説明もありましたが、よろしくお願いいたします。
議 長	その他、皆様方から何かありましたらお願いします。 ありませんか。 ないようですので、採決に入ります。 第 4 条の規定による許可申請について、ご承認いただける農業委員の挙手をお願いします。
委 員	～ 挙手 全員 ～

議 長	挙手 全員 で、承認いたします。 続きまして、議第 5 号 農地法第 5 条の規定による許可申請は 2 件です。事務局の説明をお願いします。
事務局	「4 号」については、農用地区域内であることが、現地確認後、わかったことから、その除外申請が必要となりますので、その対応が確認後あらためて、議題とすることになります。 「5 号」について説明します。場所は、三隅町室谷下室谷集会所から約 300m 北東です。申請は、田 2 筆、計 249 m²です。転用目的は、倉庫の建築及び住宅用地の拡張です。提出された始末書にあるとおり、平成 23 年当時、譲渡人の所有地に譲受人の先代が倉庫を建築したもので、その後、その土地の所有権移転がなされていないことが判明し、この度、すでに譲受人が利用している土地を所有権移転するものです。資金証明は転用済のためありません。被害防止対策等につきましては、被害の恐れは少ないが、「万が一の場合は誠意を持って対処する。」と申請されています。許可の判断は、第 2 種農地で、農地法第 5 条第 2 項の不許可の事由に該当しない農地、地域における営農及び集積に影響を及ぼさない農地と判断いたしました。 「6 号」について説明します。場所は、浜田東中学校から約 550m 北北西の、町内は、下府 6－2 町内です。申請は、田 2 筆、計 1,019 m²です。転用目的は、貸集合住宅、物置、進入路、駐車場、駐輪場の建築等です。生活排水は、公共下水に配水する計画としておられます。資金証明は融資証明が添付されています。また、被害防止対策等につきましては、隣接地との境界に、フェンス及びコンクリートブロック等で土留を設置され、周囲に被害を及ぼす恐れは少ないと思われるが、「万一の場合は、関係当事者間で話し合い、責任を持って対処する。」と申請されています。許可の判断は、第 3 種農地で、農地法第 5 条第 2 項の不許可の事由に該当しない農地、地域における営農及び集積に影響を及ぼさない農地と判断いたしました。 事前の質問はありませんでした。 以上です。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。
議 長	「5 号」につきまして、「19 番 南谷委員 または 大森委員」補足説明がありましたら、お願いします。
南谷委員	先日、委員、事務局で現地を確認しましたが、始末書の提出もあり、説明のとおりですので、よろしくお願いいたします。
議 長	「6 号」につきまして、「1 番 河野委員」補足説明がありましたら、お願いします。
河野委員	先般、委員、事務局で現地を確認しましたが、写真・説明のとおりであります、問題はないかと思しますので、よろしくお願いいたします。
議 長	その他、皆様方から何かありましたらお願いします。

三浦委員	「4 号」の際、については、農用地域内、区域外ということがありましたが、「守るべき農地」について、浜田市としての考え方について、教えていただきたいと思います。
事務局	「守るべき農地」について、今年度「地域計画」を作っていないかなければなりません、その中で、守るべき農地とそうでないところもあるかと思います。優良な農地については、農用地域内になろうかと思っています。「地域計画」の策定について、浜田市、農業委員会、それから委員さんにも、協力をいただきながら、これから仕上げていきたいと思いますので、ご支援をお願いします。
議 長	その他、ありませんか。 ないようですので、採決に入ります。 第 5 条の規定による許可申請について、ご承認いただける農業委員の挙手をお願いします。
委 員	～ 挙手 全員 ～
議 長	挙手 全員 で、承認いたします。 続きまして、議第 4 号 議第 4 号転用統制外証明願 非農地証明願 は 1 件です。事務局の説明をお願いします。
事務局	「4 号」について説明します。場所は、浜田市役所から約 300m 西の殿町 6 町内です。非農地証明の対象農地は、畑、82 m²で、年月日不詳から耕作放棄で、現況原野と申請されています。農地区分は、第 3 種農地です。現地確認の結果、面積的に狭く、農地利用されておらず、証明可能と判断しました。 この件に関しましては、事前質問がありました。現地写真②の中で、申請地の手前の土地が造成されているが、この土地は非農地かとの質問ですが、手前側の地目は宅地で、3 月 4 月の段階で、居宅が解体され、更地となっており、今回の申請地と一体的な活用が想定されます。 以上です。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。
議 長	続きまして、担当委員から補足説明をお願いします。「4 号」につきまして、「11 番 河上委員 または 長野委員」補足説明をお願いします。
河上委員	先日、委員、事務局で現地を確認しました。現地の写真のとおり、非常に狭いところで、耕作した気配はなく、草が生えておりました。非農地判断は致し方ないと判断しました。
議 長	その他、皆様方から何かありましたらお願いします。 ありませんか。 ないようですので、採決に入ります。 議第 5 号、転用統制外証明願（非農地証明願）について、ご承認いただける

	農業委員の挙手をお願いします。
委 員	～ 挙手 全員 ～
議 長	全員 挙手 で、承認いたします。 その他、ご意見、ご質問がありましたらお願いいたします。
佐々木委員	公共廃土の期間延長の案件がありましたが、当初に地権者の要望により、田に戻すということがありましたが、本当に耕作するのだろうかと思いましたが、この度、二人の地権者に確認したところ、いずれも、知り合いの方に作っていただきたいのことでした。先日、委員と事務局で現地を確認しました。期間は伸びましたが、良い農地になることがうかがえたので、耕作していただきたいということを報告します。
議 長	その他、事務局から何かありますか。
事務局	ありません。
議 長	その他、委員の皆さんから何かありますか。 ないようですので、以上を持ちまして、第4回総会を終了します。

終了 午前 10 時 10 分